

署名簿における署名の審査について

署名簿における署名の審査について

○請求代表者から署名簿の提出を受けた市町村の選挙管理委員会は、その署名簿について審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。（法74条の2①）

※以下の場合、市町村の選挙管理委員会による審査は行われず、提出された署名簿は請求代表者に返付される。

- ①署名簿中の署名総数が法定署名数に達しない場合（行政実例 昭24.8.10全選発第381号 茨城県選挙管理委員長宛）
- ②提出期間を経過している場合又は仮提出すべき期間中に仮提出されていなかった場合（令94条④）

1. 署名簿全体に係る審査

- ・署名簿が法令の様式を具備したものであるかの確認

2. 個々の署名の有効、無効に関する審査

- ・署名者が選挙人名簿に記載されているかどうか選挙人名簿との照合
- ・署名年月日が署名収集期間内であるかの確認
- ・署名が署名者の自由な意思に基づく自署であるかの確認（場合によって関係者の出頭・証言）

※署名の無効事由（法74条の3①、②）

①法令の定める成規の手続によらない署名（法74条の3①一）

- 例）・請求代表者又署名収集受任者以外の者により収集された署名
- ・請求代表者証明書や委任状等が付されていない署名簿、署名年月日や住所欄等がない署名簿による署名
- ・自署ではない署名
- ・代筆署名の要件に該当しない署名
- ・署名簿中の住所、生年月日の該当欄に記載のない署名

等

②何人であるかを確認し難い署名（法74条の3①二）

- ③詐欺又は脅迫に基づく旨の異議の申出があった署名で、選管がその申出を正当であると決定したもの（法74条の3②）